

## 海辺景観形成ガイドライン

### 1 目的

稲毛海浜公園や幕張海浜公園を核とする本市の海辺は、東京湾の広がりと一体となった広大な空間と自然味あふれる良好な景観を形成している。

本ガイドラインは、本市の海辺において建築物や工作物等の計画・整備を行う者に対し配慮すべき事項と運用の手順を示すことにより、良好な景観を維持していくことを目的として策定する。

### 2 対象区域

稲毛海浜公園（いなげの浜を含む）、袖ヶ浦第1緑地、幕張海浜公園、及び幕張海浜公園と市道千葉臨海線の間に存在する千葉臨海線第1緑地・防潮堤の各一部（別添1「対象区域図」のとおり）

### 3 対象行為

対象区域における建築物、屋外広告物・サイン、照明及びその他の工作物の「新設」、「増設」、「改修」、「外観に係る修繕」、「外観に係る模様替え」、「外観の色彩の変更」並びに植栽の「新植」とする。

ただし、以下の行為は除く。

- ・ 地下埋設など景観に影響がないもの
- ・ 景観に与える影響が極めて限定的であるもの（電話ボックス・郵便ポスト・電気設備の小型地上機・自動販売機など）
- ・ 1年以内の有期限であるもの
- ・ 国、県及び市が行う軽微または小規模な行為
- ・ 国、県及び市が行う通常の維持管理行為
- ・ 国、県及び市が行う災害等の復旧に必要な応急措置
- ・ 法令等に基づき行う行為で景観配慮が困難であるもの（標識設置など）

### 4 配慮事項

対象行為を行う場合は、別添2「景観形成配慮事項」に基づき、景観への影響に配慮を行うものとする。

### 5 運用

運用の手順は次のとおりとする。なお、本手順は民間事業者が実施主体となる場合を想定したものであり、(1)(3)(9)は、国・県・市が自ら実施する場合には、適用しない。

- (1) 国、県及び市は、事業者募集要項等に本ガイドラインへの留意について明記する。
- (2) 事業者は、構想や計画など事業の早期段階から必要に応じ事務局に相談可能とする。
- (3) 国、県及び市は、事業者との協定書等に本ガイドラインへの留意について明記する。
- (4) 事業者は、本ガイドラインに基づくチェックシート（別添3「チェックシート」）及び設計図書等を作成し、事務局に原本を提出、施設管理者（許可権者）に写しを送付する。なお、提出時期は対象行為について修正が可能な段階で、かつ、事務局と十分な意見調整に必要な期間が確保できる時期とする。
- (5) 事務局は、必要に応じてアドバイザーから助言を受けるものとする。

- (6) 事務局は、必要と判断した場合には、事業者に対して意見書を提出するものとし、意見書の写しを施設管理者に送付するものとする。
- (7) 事業者は、意見書の送付があったときは事務局に対して回答書及び必要な設計図書等を提出するものとする。  
※必要に応じて(5)(6)(7)を繰り返す。
- (8) 事務局は、チェックシート及び設計図書等に対する意見がないと判断した場合、その旨を事業者へ書面で通知し、その写しを施設管理者へ送付する。
- (9) 施設管理者が事業者に対して設置許可等を行う場合は、本ガイドラインへの留意について明記する。

## 6 事務局

事務局を千葉市都市局都市政策課都市景観デザイン室に置く。

## 7 アドバイザー

上記5運用(5)のアドバイザーは都市景観アドバイザー要綱で定める都市景観アドバイザーとする。

## 8 適用

施行日以降の対象行為に適用する。

なお、施行日時点で、既に県、市により事業計画が認定され実施設計等の作業が進捗しており、景観への配慮が困難な段階にあるものは、適用除外とする。

ただし、上記の場合においても、できる限り景観に配慮して事業を実施するよう努めるものとする。

## 9 施行期日

このガイドラインは、令和4年7月1日から施行する。